



いつもお世話になっております。事務所だよりの10月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は遺言書について考えてみます

家庭裁判所に持ち込まれる遺産相続争いの多くは、正式な遺言書がないためだといわれます。子孫の幸福のためになるべき遺産が、骨肉の争いを引き起こし、不幸の原因となってはたまりません。遺言書は遺産をめぐるトラブルを防ぐ最善の方法です。なぜなら、遺産分割に際しては遺言による指定が最優先されるからです。

結論から言えば公正証書の遺言を作っておくべきです、わたしも今までに10人以上の遺言の立会人を頼まれたことがあります。また、その後遺言者がお亡くなりになり相続申告や相続登記の手続きもさせていただいてますが、トラブルは発生しておりません。

(1) 遺言の方式

満15才以上なら誰でも遺言できます。ただし、法律で定めた一定の方式が必要です。

自筆証書遺言 (全文を自分で書く一番簡単なもの)

公正証書遺言 (公証人に作成を依頼するもの)

秘密証書遺言 (遺言を他人に知られたくない場合に行う)

危急者遺言 (死期が迫っている危急の場合に行う)

隔離者遺言 (伝染病患者や船舶での航海中の人が行う)

この中でもっとも安全で確実な遺言といえるのは、公証人が公正証書として作成する公正証書遺言です。これは、原本が公証人役場に保管されるので、紛失・変造の心配がなく、また、公証人が作成するので無効のおそれもないからです。

(2) この**公正証書遺言**は、次のようにして行います。

- 1) 2人以上の証人が立ち会う。
- 2) 遺言者が遺言の内容を公証人に口授する。
- 3) 証人と遺言者は公証人により筆記された遺言を承認し、署名押印する。

(3) 遺言をしておきたいケース

- 1) 特定の人に財産を残したい人
- 2) 事業の後継者を作りたい人
- 3) 公益事業に寄付したい人
- 4) 相続人の内に子供又は、兄弟姉妹等の平等の権利を持った人が2人以上いる場合
- 5) 内縁の妻がいる場合
- 6) 相続人がいない場合 (故人の意思に関係なく、あったこともない従兄弟などが出てきて特別縁故者として裁判所に財産の相続を請求することもあります)

以上簡単にご説明しましたが、不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。